

航空自衛隊仕様書			
仕様書の 種類	内容による分類	装備品等仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	燃料油脂類等容器の標識 及び包装の表示共通仕様書 -----	C&LPS-P00001-17	
		大臣承認	平成 年 月 日
		作成	昭和33年 6月11日
		改正	平成19年 4月 9日
			令和 3年 6月21日
作成部隊等名	補給本部		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊において使用する燃料、潤滑油、塗料、化学品等の容器の標識及び包装の表示について規定する。

1.2 容器の種類・分類

容器の種類及び分類は、次による。

a) ドラム缶 ドラム缶は、次による。

1) 貸与、借用ドラム缶

1.1) 貸与ドラム缶

鋼製ドラム，内面塗装，200L

鋼製ドラム，200L

1.2) 借用ドラム缶

2) 新ドラム缶

55ガロンドラム缶

鋼製ドラム，内面被覆，20L

5ガロンドラム缶

1ガロンドラム缶

防錆剤用55ガロンドラム缶

鋼製ドラム，内面塗装，200L

鋼製ドラム，200L

品 名	燃料油脂類等容器の標識及び包装の表示共通仕様書
-----	-------------------------

b) **金属板製 18リットル缶新缶** 金属板製 18リットル缶新缶は、次による。

- 1) **液体用缶**
航空機用油類用
航空機用油類用以外の油類用
- 2) **グリース用缶**
航空機用グリース缶
航空機用グリース缶以外の缶
- 3) **塗料・溶剤・油脂用容器**

c) **金属板製缶** 金属板製缶は、次による。

- 1) 角缶
- 2) 丸缶

d) **20リットルペール缶**

1.3 引用文書等

引用文書等は、次による。

a) **引用文書** この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

1) 規格

J I S	Z	0 2 0 1	試験容器の記号表示方法
J I S	Z	1 6 0 2	金属板製 18リットル缶
J I S	Z	1 6 2 0	鋼製ペール
N D S	Z	0 0 0 1	包装の総則

2) 仕様書

D S P	K	5 2 0 3	外部用フタル酸樹脂エナメル（半つや）
D S P	Z	1 0 0 1	鋼製ドラム，内面塗装，200L
D S P	Z	1 0 0 2	鋼製ドラム，200L
M I L	- C -	1 2 4	Containers, (Cans, Pails and Drums) Metal
P P P	- D -	7 0 4 ^{a)}	Pails, Metal (Shipping, Steel 1 through 12 Gallon)
P P P	- D -	7 2 9 ^{a)}	Drums, Shipping, and Storage, Steel, 55 Gallon (208 Liters)

注^{a)} F e d e r a l S p e c i f i c a t i o n

3) 法令等

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）
危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）
消防法（昭和23年法律第186号）

b) **関連文書** 関連文書は、次による。

N D S	Z	8 2 0 1	標準色
-------	---	---------	-----

品 名	燃料油脂類等容器の標識及び包装の表示共通仕様書
-----	-------------------------

2 標識・包装の表示に関する要求

2.1 一般事項

標識及び包装の表示は、NDS Z 0001によるほか、次による。

2.1.1 表示の方法

輸送中及び保管中において、にじみ、摩滅、すれ、退色、剥落等の生じにくい材料を用い、黒色で刷り込み、スタンプ、描画、印刷、ラベル等の方法により鮮明に表示するものとする。

2.1.2 契約不適合の修補等請求期限の表示

外装及び個装時に行うものとし、次による。

a) **表示事項** 表示事項は、次のとおりとする。

例 修補等請求期限 ○年○月

C P (又はD P)

注記1 修補等請求期限は、調達物品納入予定の翌月から起算し、西暦年月で表示する。

注記2 中央調達物品については“C P”，補給処調達物品については“D P”とする。

2.1.3 外装の表示

外装の表示は、次による。

- a) 航空自衛隊の標識（寸法はNDS Z 0001の付図5を参照）
- b) 品名
- c) 米軍規格番号（ただし、航空用のみ記載する。）
- d) 物品番号
- e) 数量
- f) 製造年月日
- g) L O T. No.
- h) 製造業者
- i) 納入業者（ただし、製造業者と同一の場合は省略できる。）
- j) 修補等請求期限
- k) C P 又はD P

品 名	燃料油脂類等容器の標識及び包装の表示共通仕様書
-----	-------------------------

2.1.4 容器・個装の表示

容器及び個装の表示は、次による。

- a) 航空自衛隊の標識（ただし、外装を必要とする場合は省略できる。）
- b) 品名
- c) 米軍規格番号（ただし、航空用のみ記載する。）
- d) 物品番号
- e) 数量
- f) 製造年月日
- g) LOT No.
- h) 製造業者
- i) 納入業者（ただし、製造業者と同一の場合は省略できる。）
- j) 修補等請求期限
- k) CP又はDP

2.2 塗装色

容器に塗装する色は、**DSP K 5203**（外部用フタル酸樹脂エナメル）（半つや）に規定する色番号**2314**マンセル記号**7.5Y3/1**（以下，“標準色”という。）とする。ただし、市販品（一般市場に流通している物品で製品の機能、性能、形状、品質その他必要事項がカタログによって明確にされているものをいう。）についての塗装は調達品目表等で特に指定した場合を除き商慣習とする。

2.3 塗装又は表示の要領

塗装又は表示の要領は、**付表1**及び**付表2**による。

付表 1 - 塗装及び表示要領

容器の種類及び分類		塗装要領	表示要領				備考				
			場所	色	関連項目	方法					
ドラム缶	貸与ドラム缶	鋼製ドラム, 内面塗装 200L	天板	白色	2.1.4	付図 1	DSP Z 1001				
		鋼製ドラム, 200L					DSP Z 1002				
	借用ドラム缶		天板のみ標準色を塗装する。			付図 2					
	新ドラム缶	55ガロンドラム缶	天板の空白の一部又は不必要な部分（必要に応じ承認を得ること）に標準色を塗装する。			塗装部分	白色	2.1.4	付図 1 に準ずる	PPP-D-729	
		防錆剤用55ガロンドラム缶									
		5ガロンドラム缶									
		1ガロンドラム缶									
	新ドラム缶	鋼製ドラム, 内面被覆, 20ℓ	標準色を全面塗装する。			胴板の1箇所 適当な部分		2.1.4	付図 3		
		鋼製ドラム, 内面塗装, 200L	標準色を2回全面塗装し, 胴体中央部にDSP K 5203の色番号2104の塗料で幅約100mmのバンドを塗装する。			天板	白色		2.1.4	付図 1	DSP Z 1001
		鋼製ドラム, 200L	標準色を2回全面塗装する。								DSP Z 1002

付表 1 - 塗装及び表示要領 (続き)

容器の種類及び分類			塗装要領	表示要領				備考
				場所	色	関連項目	方法	
金属板製 18リットル缶 新缶	液体用缶	航空機用油類用	標準色を全面塗装又は印刷する。 (ハンダ部分は、塗装されなくてもよい。)	胴体の相対 する2面	白色 (溶剤は黒色)	2.1.4	付図4	JIS Z 1602
		航空機用油類用 以外の油類用	標準色を胴体だけに塗装又は印刷する。				付図5	
	グリース用缶	航空機用グリース缶	標準色を全面塗装又は印刷する。				付図6	
		航空機用グリース缶 以外の缶	標準色を胴体だけに塗装又は印刷する。				付図7	
	塗料・溶剤・油脂用容器		標準色を胴体だけに塗装又は印刷する。 (溶剤を除く。)				付図5又は付図7	
金属板製缶		角 缶	標準色を胴体だけに塗装又は印刷する。 (溶剤を除く。)	胴体の相対する2面			付図5又は付図7に準ずる	
		丸 缶		胴板の1箇 適当な位置				
20リットルペール缶			標準色を全面塗装する。	a)	白色	2.1.3	付図8	JIS Z 1620
<p>注^{a)} 表示の位置は、JIS Z 0201 (試験容器の記号表示方法) の4. b (2) の34又は78の胴測線を中心とする一面とし、つるの取付部にかからないようにする。 なお、外装は行わない。</p>								

付表 2 - 表示要領

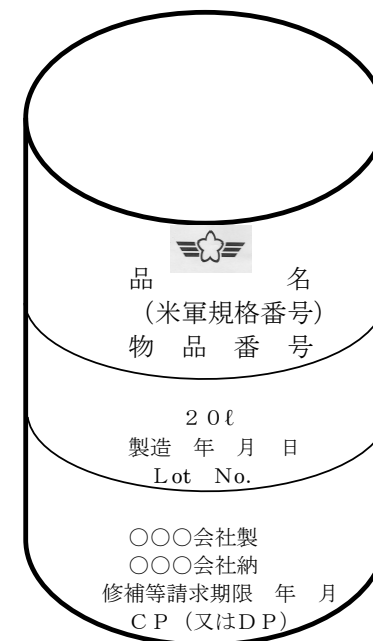
項 目	表 示 内 容	場 所	色	備 考
毒物の表示	“医薬用外” 及び “毒物” の文字にて表示する。	2.1.3 及び2.1.4 の表示 を行う面の空白部	赤地に白色	毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号)
劇物の表示			白地に赤色	
危険物の表示 (消防法)	危険物の規制に関する規則 (昭和34年総理府令第55号) により所要の表示を行う。			
注記 その他輸入物品で使用時以外の開梱が禁じられているものについては、ラベル等を物品に添えて納入すること。				



単位 mm



単位 mm



注記 数値は参考とする。

注記 数値は参考とする。

付図1－貸与ドラム

付図2－借用ドラム

付図3－20リットルドラム缶

8



付図4－金属板製10リットル缶新缶
(航空機用油類用)



付図5－金属板製18リットル缶新缶
(航空機用油類用以外の油類用)



付図6－グリース用缶
(航空機用)



付図7 - グリース用缶
(航空機用以外)



付図8 - 20リットルペール缶